

□ 感田東地区 地区計画 平成18年7月21日決定

地区の区分	地区の名称	A地区	B1地区	B2地区	C地区
	地区の面積		約13.7ha	約7.1ha	約0.1ha
建築物に関する計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿</p> <p>2 住宅で次の用途を兼ねるもののうち、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2以下のもの</p> <p>(1) 事務所 (2) 日用品の販売又は日常サービスを主たる目的とする店舗</p> <p>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>3 小学校、幼稚園</p> <p>4 保育所、診療所</p> <p>5 近隣住民を対象とした集会場、公民館でその地域の良好な環境を害するおそれなく、社会的な活動のために設けたもの</p> <p>6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>7 前各号の建築に附属するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所その他これらに類するもの</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場</p> <p>3 3000㎡以上の物品販売店舗・飲食店・事務所その他これらに類するもの</p> <p>4 自動車教習場、畜舎</p> <p>5 3000㎡を超える危険物の処理・貯蔵施設</p> <p>6 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号、第6号および第7号に規定する業務の用に供する建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場</p> <p>2 自動車教習場、畜舎</p> <p>3 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号および第6号に規定する業務の用に供する建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所その他これらに類するもの</p> <p>2 畜舎</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 個室付浴場業に係る公衆浴場・ヌードスタジオその他これらに類するもの</p> <p>5 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡以上のもの</p> <p>6 建築基準法別表二(と)項第2号、第3号及び第4号並びに同表(ち)項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの</p> <p>7 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第7号に規定する業務の用に供する建築物</p>
	建築物の容積率の最高限度	6/10	-	-	-
	建築物の建ぺい率の最高限度	4/10	-	-	-
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	-	-	-

地区の名称	A地区	B1地区	B2地区	C地区
	壁面の位置の制限	建築物の外壁または、これに代わる柱の面までの距離の最低限度は隣地境界線から1.5m以上とする。	建築物の外壁または、これに代わる柱の面までの距離の最低限度は隣地境界線から1.0m以上とする。	建築物の外壁または、これに代わる柱の面までの距離の最低限度は隣地境界線から1.0m以上とする。
建築物等の高さの最高限度	地盤面から「10m」	-	地盤面から「10m」	地盤面から「31m」(ただし、広告塔・塔屋等は除く)
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁または、これに代わる柱及び屋根は、周辺の良好な住宅環境と調和した落ち着いた色調とする。	建築物の外壁または、これに代わる柱及び屋根は、彩度の高い色彩及び蛍光色を禁止し、周辺の住宅地、商業地と調和した景観を形成する色調とする。	建築物の外壁または、これに代わる柱及び屋根は、彩度の高い色彩及び蛍光色を禁止し、周辺の住宅地、商業地と調和した景観を形成する色調とする。	建築物の外壁または、これに代わる柱及び屋根は、彩度の高い色彩及び蛍光色を禁止し、周辺の住宅地、商業地と調和した景観を形成する色調とする。
かき又はさくの構造の制限	かき又は柵を設置する場合は、原則として出入口を除き、生け垣又は高さが1.2m以下の透視可能な材料(高さが0.6m以下の部分は、この限りではない。)で作られたものとする。	かき又は柵を設置する場合は、原則として出入口を除き、生け垣又は高さが1.2m以下の透視可能な材料(高さが0.6m以下の部分は、この限りではない。)で作られたものとする。	かき又は柵を設置する場合は、原則として出入口を除き、生け垣又は高さが1.2m以下の透視可能な材料(高さが0.6m以下の部分は、この限りではない。)で作られたものとする。	かき又は柵を設置する場合は、原則として出入口を除き、生け垣又は高さが1.2m以下の透視可能な材料(高さが0.6m以下の部分は、この限りではない。)で作られたものとする。
備考	用語の定義および算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。			